

(増改築等の範囲)

問 8 特定増改築等とは、具体的にどのような工事ですか。

(答)

特定増改築等とは、家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事をいい、具体的には次の①から⑧のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替えの工事(以下「本体工事」といいます。これらの工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事(以下「一体工事」といいます。))を含みます。)で一定の証明がされたものをいいます(措法41の3の2②、措令26の3④、平成19年国土交通省告示第407号)。

- ① 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- ② 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限ります。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- ③ 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- ④ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- ⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- ⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含みます。)
- ⑦ 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

なお、「一定の証明」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書をいいます(昭和63年建設省告示第1274号(最終改正平成19年国土交通省告示第408号))。